

# 相模原市保育連絡協議会会則

(名称及び所在地)

第1条 本会は相模原市保育連絡協議会と称し、事務所を相模原市中央区富士見6丁目1番20号あじさい会館4階におく。

(目的)

第2条 本会は相模原市における教育・保育の向上並びにこれに従事する職員の資質の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 教育・保育技術の向上に関する事項
- (2) 教育・保育従事者の地位向上と身分の確立に関する事項
- (3) 教育・保育にかかわる調査研究に関する事項
- (4) 施設運営に関する事項
- (5) その他教育・保育の資質向上に必要な事項

(組織)

第4条 本会は相模原市長の認可した以下に定める会員施設並びに保育士会代表をもって組織する。

- (1) 正会員 (既存の認可保育所、社福・公立の幼保連携型認定こども園、社福の小規模A型)
- (2) 部会員 (社福以外の幼保連携型以外の認定こども園、社福以外の認可保育所・小規模型認可園)

(加入)

第5条 本会への加入は施設単位並びに保育士会とする。

(運営委員会)

第6条 本会には事業目的達成のため次の委員を置く。

- (1) 運営委員 私立保育園・認定こども園園長会より 7名  
公立保育園・認定こども園園長会より 4名  
保育士会より 2名
- 監 事 公立保育園・認定こども園園長会、私立保育園・認定こども園園長会より各1名
2. 私立保育園・認定こども園からの運営委員は、私立保育園・認定こども園園長会より推薦され会長になった者が他の運営委員を指名する。公立保育園・認定こども園からの運営委員は、公立保育園・認定こども園園長会より推薦された者がその任にあたる。保育士会からの運営委員は会長及び副会長がその任にあたる。
3. 部会員は運営委員会には携われない。

(役員および顧問)

第7条 会長は私立保育園・認定こども園園長会より1名を推薦し、副会長以下は会長が指名する。

また、顧問を指名することができる。

2. 本会には次の役員を置く。
  - (1) 会長1名 (2) 副会長3名 (3) 総務4名 (4) 会計2名 (監事)2名
3. 監事は公立・私立各園長会の中から各1名ずつ選任する。

#### 4. 顧問

##### (職務)

第8条 会長は本会を代表し会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した順序によりその職務を代行する。
3. 総務は本会の庶務を担当する。
4. 会計は本会の経理を担当する。
5. 監事は会務の職務及び会計の監査をする。

##### (任期)

第9条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2. 補欠により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

##### (総会)

第10条 総会は年1回以上会長が招集しその議長となり、委任状を含め三分の二以上の正会員の出席を持って成立する。

2. 総会では予算決算及び事業計画の審議、報告を行いその承認を得るものとする。
3. 総会の議決は正会員の出席者の過半数を以て行い可否同数のときは議長の決するところによる。

##### (会議)

第11条 会議は必要に応じ会長が招集しその議長となる。

2. 会議は委員の過半数の出席がなければその議事を開き議決することが出来ない。
3. 議事は出席者の過半数をもって決し可否同数のときは議長の決するところによる。

##### (専門部)

第12条 事業目的達成のため、次の専門部を設け本会会務を分掌する。

- (1) 研修部
- (2) 研究部
- (3) 広報部
- (4) 予算対策部
- (5) 人材対策部

##### (専門部の組織)

第13条 各専門部には活動の成果を期するために会長が推薦し運営委員会が承認した部長1名、副部長及び部員若干名を置く。部員は正会員で構成する。但し、会長が委嘱した専門部員を加えることができる。

2. 各専門部の業務は会長が別に定める。
3. 専門部員は必要に応じて総会ならびに委員会に出席することができる。

##### (会費)

第14条 会員は、毎年度協議会の定めるところにより、会費を納めなければならない。

正会員 年会費3万円 部会員 年会費5千円

但し、会費決定にあたっては会員の意見を十分汲み上げ、それを尊重する。

##### (退会)

第15条 会員は下に掲げる場合には退会したものとする。また、下記により途中退会した場合は会費の返納はしないものとする。

- (1) 会員としての資格を失った場合
- (2) 除名をされた場合

(除名)

第16条 会員が本会の名誉を汚し又は本会の目的に反する行動をした場合、協議会の議決を経て除名することができる。但し、当該会員に対して協議会開催日の10日前までにその旨を通知し且つ協議会において弁明する機会を与えなければならない。

(事務局)

第17条 本会の事務を処理するために事務局をおく。

2. 事務局には職員若干名をおく。
3. 事務局規定は別に定める。

(財源)

第19条 本会の経費は会費、寄付金、事業収入、その他財源をもって充当する。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

(会則の改正)

第21条 この会則を改正しようとするときは運営委員の3分の2以上の同意を得た上、総会の承認を経なければならない。

(会則に定めない事項)

第22条 この会則に定めない事項については運営委員会で協議する。

(出張旅費)

第23条 本会の業務に関わる出張旅費については別に規程を定める。

(表彰)

第24条 本市の教育・保育事業に関わる功労者についての表彰は別に規程を定める。

付 則

この会則は、平成22年4月1日から施行する。

平成23年4月1日一部改正

平成24年4月1日一部改正

平成25年4月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成28年4月1日一部改正

平成31年4月1日一部改正